



佐倉市空家等の地域貢献活用支援事業



佐倉市では、市内の空家の活用を促進するため、地域交流の活性化、地域コミュニティの維持、再生等の地域の課題を継続的に解決することを目的に、空家を活用する地域貢献活動団体に対して、空家の取得費、改修費の費用の一部を補助します。

申請を考えている団体は早めに住宅課にご相談ください。住宅課職員が物件探しや申請に向けて準備をお手伝いいたします！

※ 補助事業は 市が企画を募集し採択された事業が対象となります。

対 象 者 (地域貢献活動団体)	市内で地域貢献活動を行う団体であって、自治会、町内会、区等の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として市に届出をしているもの又は次のいずれにも該当するものをいう。 ア 団体の運営及び代表者の選考方法に関する規程が定められていること。 イ 団体の財産がその構成員の財産とは別に管理されていること。 ウ 団体の活動が営利（当該団体の活動を維持するため必要な範囲内のものであると市長が認めるものを除く。）、政治、宗教、若しくは特定のものの利害を図ること又はこれに類するものでないこと。 エ 具体的かつ継続的な活動の計画が策定されていること。 オ その他市長が必要と認める事項
対象経費	空き家の取得に係る費用及び改修費のうち、市長が適当と認めるもの。
交付の条件	・補助金の交付に係る空家等を使用した地域貢献活動を10年以上行うこと。 ・当該申請年度の2月20日までに補助金の交付に係る事業を完了させて実績報告を行うこと。
補助対象建築物	(1) 活用にあたる建築物所有者の同意を得ており、本市のホームページへの掲載等、市において事例として広く一般に紹介することについて所有者の了解を得ているもの。 (2) 建築関係法令に適合するもの（年度内に適合させる予定のものを含む）であること。 (3) 応募時点で新耐震基準を満たしている。あるいは応募する企画に含まれる改修の実施により新耐震基準を満たすことになるもの。 (4) 建築確認済証があること、または、それに準ずる書類があること。 (5) 都市計画事業決定された土地の建築物ではないこと。 (6) 空き家を取得する場合は、その取得後の当該空家等の所有者が他にいないこと。 (7) 収益性のある用途へ空き家を改修する場合は、空き家の当該改修後の部分が次のいずれにも該当すること。 ア 利益を享受する人が特定されないこと。 イ 地域の環境及び景観を考慮して市長が不適切と認めるものでないこと。 (8) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

企画の応募申請に必要なもの	(1) 企画の応募申請書 (2) 地域貢献活動団体等の概要書 (3) 空家等の概要書 (4) 収支計画書 (5) 空家等の所有者の同意確認書 (6) 地域貢献活用提案用紙 (7) 建物・物件の現況が分かる書類 (8) 初期整備の内容が分かる書類（改修工事を行う場合。） (9) 工事内容が分かる図面及び見積書（改修工事を行う場合）
企画応募期間	令和7年4月23日（水）～同年10月31日（金）
補助金額	補助金の対象となる経費の3分の2以内（上限額 400万円）
募集件数	1件（400万円） ※予定

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎043-484-6168（直通）